

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
独立行政法人
中小企業基盤整備機構

1 . 随意契約の見直し計画

- (1) 平成 1 8 年度に、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないもの及びこれに準じるものを除き、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）への移行に努めるものとし、原則として平成 2 0 年度よりすべての契約を一般競争入札等に移行させる。

【全体】

		平成 1 8 年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (1 8 年度限りのものを含む。)		/		(6%) 6 4	(4%) 4 . 2
一 般 競 争 入 札 等	競争入札			/	
	企画競争	(17%) 1 7 0	(42%) 5 0 . 5		
随意契約		(83%) 8 2 3	(58%) 6 9 . 4	(22%) 2 1 3	(19%) 2 2 . 5
合 計		(100%) 9 9 3	(100%) 1 1 9 . 9	(100%) 9 9 3	(100%) 1 1 9 . 9

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(注 3) 見直しの結果により、「競争入札若しくは企画競争に移行」と整理した案件については、競争入札として集計している

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(6%) 9	(2%) 0.5
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(13%) 18	(46%) 9.9		
随意契約		(87%) 121	(54%) 12.2	(%) 0	(%) 0
合 計		(100%) 139	(100%) 22.1	(100%) 139	(100%) 22.1

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(注3) 見直しの結果により、「競争入札若しくは企画競争に移行」と整理した案件については、競争入札として集計している

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(6%) 55	(4%) 3.7
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(14%) 152	(38%) 40.6		
随意契約		(86%) 702	(62%) 57.2	(25%) 213	(23%) 22.5
合 計		(100%) 854	(100%) 97.8	(100%) 854	(100%) 97.8

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(注3) 見直しの結果により、「競争入札若しくは企画競争に移行」と整理した案件については、競争入札として集計している

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期

平成19年度中に、以下の措置を講じることにより、平成20年度以降、随意契約によることが真にやむ得ないもの及びこれに準じるもの以外、原則、一般競争入札等に移行すべくための取り組みを実施。

(1) 企画競争及び総合評価落札方式への移行推進

企画競争及び総合評価落札方式による入札への移行推進を図るため、企画競争及び総合評価落札方式のガイドラインを策定する。

企画競争実施要領の策定

現在までの企画競争実績を通じた問題点の洗い出し、企画競争に価格要素考慮の要否に係る基準、非価格要素を含めた標準審査項目等の再検討を行い、平成19年中にガイドラインを策定し平成19年度中に試行開始、平成20年度から本格実施する。

総合落札評価方式実施要領の策定

予定価格積算上の論点、非価格及び価格評価の構成比率のあり方を含めた標準審査項目等の検討を行い、平成19年中にガイドラインを策定し平成19年度中に試行開始、平成20年度から本格実施する。

入札契約手続適正化検討会の設置

上記の措置を行うため、平成19年9月6日付で入札契約手続適正化検討会を設置及び、検討を開始。検討会の結果については「入札・契約手続き委員会」において審議の上、成案を得ていくこととしている。

(2) 複数年度契約の拡大

引き続き、複数年度契約の推進を図る。その際、契約上解約可能規定を織り込む等の工夫を行うとともに必要に応じ財源措置のための所定の手続きを講じるものとする。(契約業務の合理性・効率化、費用対効果等)

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、入札手続き事務の簡素合理化や財務会計システムの強化を図るとともに公告の方法等について検討を行う。

(4) 随意契約情報の公表

平成18年9月26日付で「随意契約情報の公表に関する運用指針」を定め、同指針に則って同年10月より機構ホームページにて公開済み。

3. その他

上記の運用については、「入札手続き適正化検討会」の検討結果及び「入札・契約手続き委員会」の審議結果等により所要の見直しを行う予定。

以上